

議案第6号

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正について

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

庁舎アトリウムの目的外使用に係る使用料を改定するため、この条例を定めようとする。

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成6年関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1建物の項中

「

(5) 庁舎アトリウム	1日につき 2,100円	を
-------------	--------------	---

」

「

(5) 庁舎アトリウム多目的ショップ	1時間につき 240円	に
--------------------	-------------	---

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。